

# 山口県報

平成 27 年  
8月28日  
(金曜日)

## 目 次

- 告示  
保安林予定森林(萩市)(森林整備課).....一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....二
- 公告  
平成二十七年年度砂利採取業務主任者試験の実施(商政課).....二
- 県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....三
- 公共測量の実施の終了(監理課).....四
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四
- 選管告示  
個人演説会等を開催することができる施設.....四
- 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正.....四
- 公安委告示  
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....五
- 警備員指導教育責任者講習の実施.....五

### 山口県告示第二百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。



平成二十七年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

#### 一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字高佐上字大迫七二、七六、七八、一四九、一五〇、一五三七、大字上小川西分字三通田四五五、四五六、四五八の一から四五八の三まで、四六〇、四六一、字下谷迫五八四の三、五八四の四、五八五、字芋ヶ埴五八九から五九一まで、五九二の一、五九三、五九三の一四、五九三の一五、五九五、五九七、五九八、五九九の一、五九九の二、六〇〇、六〇一、六〇三から六〇六まで、六〇八、六〇九の一、六一〇の二、六一一、六二二の一、六二二の二、二九四五、二九四七の一、二九四八、二九五〇、二九五二、二九五三、二九五五、二九五七から二九五九まで、字平蔵口六一三、六一四、六一四の一、六一五、六一六、字谷迫六二二の二、六二三、字小谷六四〇から六四二まで、六四四から六五二まで、六五五から六五七まで、一〇六七、一〇六八、一〇七一から一〇七七まで、一〇七九から一〇八一まで、字小谷竹ノ浴一〇八三、字平蔵口上二九三六から二九三九まで、二九四〇の一、二九四〇の二、二九四二、二九四四、字平蔵口下二九六〇、二九六一、二九六四、二九六六、大字吉部下字財目谷二八一〇の二、字松原二八八九の一、字引地ヶ迫二九二二の一

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定実施要件

##### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
萩市大字高佐上字大迫七二・大字上小川西分字三通田四五五・四五八の一・字平蔵口六一五・字小谷六四七・六四八・一〇七七・字平蔵口下二九六四・二九六六(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十七年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
萩原(1)地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域（砂防法第二条の土地を指定する件（平成二十六年国土交通省告示第四十七号）で指定された土地の区域を除く。）

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
美 祿 市	於 福 町 下	宮 ノ 前	三三四〇の四	一号
〃	〃	萩 原	一五三三の二	二号
〃	〃	〃	一五三三の二	三号
〃	〃	〃	一五二二の二	四号
〃	〃	〃	一五二二の二	五号
〃	〃	〃	一五二二の二	六号
〃	〃	〃	一五二二の二	七号
〃	〃	〃	一五二二の二	八号
〃	〃	〃	一五二二の二	九号
〃	〃	〃	一五二二の二	十号
〃	〃	〃	一五二二の二	十一号
〃	〃	〃	一五二二の二	十二号
〃	〃	〃	一五二二の二	十三号

山口県告示第百九十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十八年山口県告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の範囲
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた区域

郡 名	町 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
大 島 郡	周 防 大 島 町	戸 田	寺 山	九五五	一号
〃	〃	〃	〃	九五四の一	二号
〃	〃	〃	〃	九五二の一 地先	三号
〃	〃	〃	〃	一一六三〇の一	四号
〃	〃	〃	〃	一一六三〇の一	五号
〃	〃	〃	〃	九四二	六号
〃	〃	〃	〃	九四二	七号
〃	〃	〃	〃	九四二	八号
〃	〃	〃	〃	一一二五三	九号
〃	〃	〃	〃	九二六	十号
〃	〃	〃	〃	九二六	十一号
〃	〃	〃	〃	九二九の一	十二号
〃	〃	〃	〃	九三二の三	十三号
〃	〃	〃	〃	九三八の一	十四号
〃	〃	〃	〃	一七三七	十五号



(二五〇) 平成二十七年砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成二十七年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時  
平成二十七年十一月十三日(金曜日) 午前十時から正午まで
- 二 試験の場所  
山口市滝町一番一号  
山口県庁商工労働部一号会議室
- 三 受験資格  
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目  
(一) 砂利の採取に関する法令  
(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 五 受験願書の受付期間  
平成二十七年十月九日(金曜日) から同月三十日(金曜日) まで(郵送の場合は、十月三十日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先  
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)  
山口県商工労働部商政課
- 七 提出書類  
(一) 受験願書  
(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)
- 八 受験手数料  
八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等  
(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。  
(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百五十円
七部以上十一部以下	三百五十円
十二部以上二十三部以下	四百円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三―一九三三―三二五五)にすること。

(二五二) 県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類  
県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十七年八月三十一日から同年九月二十四日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(二五二) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十七年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(数値地形図データ更新)
- 二 作業の地域  
周南市
- 三 作業の期間  
平成二十六年八月一日から平成二十七年三月三十日まで

(二五三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十七年八月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市大字河内字一ノ谷
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
下松市大字河内九三三番地の一四  
山根 亨



山口県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

平成二十七年八月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日  
萩市小川交流センター 萩市大字中小川五九五の一 平成二七、七、二八

山口県選挙管理委員会告示第七十二号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示(平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

「萩市小川コミュニティセンター」 大字上小川東分一三三二



山口県公安委員会告示第三十八号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、平成二十七年九月一日から施行する。

平成二十七年八月二十八日

山口県公安委員会

表山口県光警察署の部勝間警察官連絡所の項を削る。

山口県公安委員会告示第三十九号

警備業法(昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。)第二十二条第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十七年八月二十八日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二条第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

平成二十七年十月六日(火曜日)から同月十三日(火曜日)まで(火曜日から木曜日までに限る。)(の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十四日(水曜日)の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。

を

(以下同じ。)

平成二十七年十月十三日(火曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十四日(水曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第一条第一項第三号に規定する業務(以下「第三号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。))に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。))の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。))に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。))に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。))に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のアからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

平成二十七年九月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先  
山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法  
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。  
提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のAに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第三号警備業務従事証明書」という。)、  
二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料  
新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託  
講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他  
この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時  
ア 新規取得講習

平成二十七年十月六日(火曜日)から同月十三日(火曜日)まで(火曜日から木曜日までに限る。)(の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十四日(水曜日)の午前九時から午後零時四十分まで  
イ 追加取得講習

平成二十七年十月十三日(火曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十四日(水曜日)の午前九時から午前十一時三十五分まで  
場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(二) 講習を行う警備業務の区分  
法第二条第一項第四号に規定する業務(以下「第四号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者  
(一) 新規取得講習  
最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 追加取得講習  
第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間  
平成二十七年九月七日(月曜日)から同月十一日(金曜日)まで  
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先  
山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法  
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。  
提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

平成二十七年八月二十八日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁